

令和3年2月

運送事業者の皆様へ

大阪港湾局
大阪市建設局

住之江区内における大型車両の走行について（お願い）

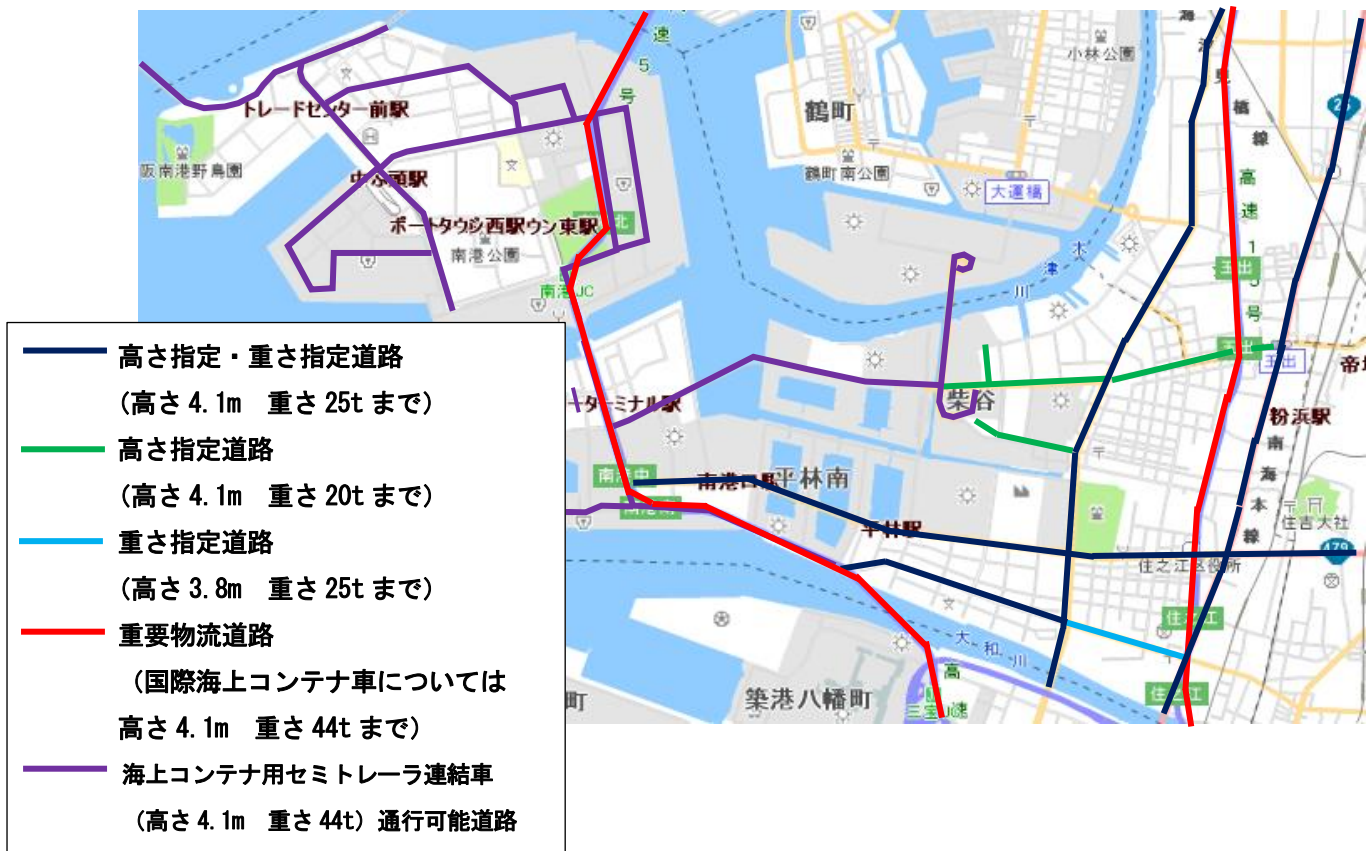
平素は、本市港湾行政・道路行政にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。
大阪市住之江区内の一般道路周辺にお住まいの方々より大型車両通行に伴う騒音・振動があるとの意見を数多く寄せられているところです。

住宅地周辺道路を通行する大型車両のドライバーの皆様にはスピードを落とし、ゆっくり走行するなどご配慮いただきますようお願いいたします。

車両制限令における制限値（高さ3.8m 重さ20t）をこえる車両を通行させる場合には、特殊車両の通行許可申請を道路管理者に申請し許可を受けていただく必要があります。

なお、特殊車両通行許可を受けずに車両を通行させた場合には、違反者には罰則規定もございます。

また、住之江区内では車両制限令における制限値をこえる車両が通行可能な道路は下図のようになっています。



特殊車両の通行許可等のお問い合わせ先

大阪港湾局計画整備部施設管理課（臨港道路）

電話 06-6572-2674

大阪市建設局道路部調整課（認定道路）

電話 06-6615-6675